
農地の利用調整機能を強化するために
事例調査結果を踏まえた論点

平成 22 年 3 月

山 形 県 農 業 会 議

はじめに

農業委員会における農地の利用調整機能をさらに強化していく目的で、この事例調査を平成 15 年度から継続して実施している。今年度は農地制度が大きく改正になり、農地制度改正後の農地管理がどうなっていくのかに注目があつまっている。

今回の調査では、従来通り、「今年度、一番大きく規模拡大した事例」を各市町村からあげていただくとともに、改正農地法後の事務処理における課題・問題点について意見提出をお願いした。その結果、農地法第 3 条許可にかかる現地調査、標準小作料制度の廃止にともなう問題、農業委員会の体制整備、農地相続等にともなう届出、遊休農地対策など多くの課題・問題点が寄せられている。農地事務量が増え、かつ複雑になっており、業務内容がより専門化してくることは避けられない。しかも農業者の目線で事務処理していく上では、さらなる困難も予想される。すでにご承知の通り、今回の農地制度改正は、このような事務処理上の問題だけではなく、農業・農村の将来を左右しうる大きな課題も内包している。

このような状況を踏まえれば、従来の仕事の延長という発想だけでは解決できなくなる恐れがある。この大きな壁をどういう視点から突破して、農地制度、農業委員会制度の展望につなげられるのだろうか。ここは農業委員、事務局職員の持てる力を存分に発揮して、与えられた諸課題に前向きに立ち向かう以外にはない。まさに歴史的な時である。農業委員会制度の正念場到来である。

平成 22 年 3 月

山形県農業会議

農地の利用調整機能を強化するための事例調査結果を踏まえた論点

※報告のあった市町村数

市町村農業委員会のご協力により、本調査は平成 15 年度からの継続調査として平成 21 年度も実施することができた。今年度の報告市町村数は、昨年より増加し、30 市町村であった。昨年 12 月 15 日より農地法制が新しくなり、農地法も経営基盤強化法も改正法が施行され、農地の効率的利用が理念となり、農業の担い手に向けた面的利用集積がめざされている。農業委員会の役割と機能も一段と強化され、現場における適正な法の運用が各方面から注目されている。そうした中、今年度も調査にご協力をいただき心からお礼申し上げます。

(I) 今年度（平成 21 年度）貴委員会で利用調整（基盤強化法による利用権設定に限定）を行って、一番大きく規模拡大した事例（法人も含む）について

今年度大きく規模拡大した事例を昨年度同様、3つの視点から分類してみた。(1) 取得前 5ha 程度、あるいはそれ以下層で一気に水田の規模拡大をしている経営体。(2) 経営規模がほぼ 10ha 以上層で水田の追加的規模拡大を行ったとみられる経営体。(3) 法人経営による規模拡大として分類した。それぞれの事例については別添資料に見る通りである。なお、これは厳密な区分・定義によるものではなく、明確に区分できないものもあり、おおむねそのように考えた場合、より特色がわかりやすくなるという程度にご理解いただきたい。今年度の場合、(1) が 17 経営体、(2) が 9 経営体、(3) が 4 経営体であった。(1) で一気に規模を拡大した事例としては、鶴岡市、米沢市、大石田町、金山町、西川町、東根市、庄内町等が注目される。鶴岡市の事例では、水田で 572 アール、畑で 197 アールをこの 1 年間に、規模拡大し、全体では 769 アールの規模を拡大している。その結果、水田は 10ha を突破し、12ha に達している。この経営の場合、夫と妻が経営に従事するとともに、常雇で 2 名、臨時雇用が 7 名おり、水稻+大豆+大豆加工が経営の中身である。また、米沢市の事例は、水稻専門の経営で、地域の担い手であった認定農業者が突然なくなり、後継者もいなかったことから、その分の農地を引き継いだ結果、873 アールの経営になったものである。大石田町の場合は、年間の規模拡大面積が 387 アールとなっており、うち水田が 338 アール、畑 49 アールである。団地数は 5 団地である。その結果、水田が 721 アール、スイカ畑が 85 アールになった。経営従事は夫と妻で、貸し人は、高齢化と労力不足で農業が続けられない理由があった。積極的に経営の規模拡大を図り、経営の安定化をめざしたケースが金山町と東根市の事例である。金山町の場合は、今年度の拡大面積が 373 アール（水田：353 アール、畑：20 アール）で、団地数は 3 団地である。規模拡大理由は、

あくまで経営の安定をめざしているもので、経営類型は稲作と肉用牛である。労力的には夫+妻+息子の典型的な家族経営である。東根市の場合も、年間の規模拡大面積は 316 アールで、すべて水田である。規模拡大理由は、後継者就農につき労働力が増加となり、それが規模拡大に結びついたものである。経営類型は水稲+果樹で、経営従事は、夫+妻+息子である。

次に(2)の経営規模がほぼ 10ha 以上層で水田の追加的規模拡大を図ったと見られる経営である。今年度は 9 事例が寄せられている。酒田市の事例は、委託者が親類で集落内の人であり、耕作できないからと依頼され受託したものである。委託者は 3 人で、5 団地にわかれており、今年度、847 アールを規模拡大し、拡大後の経営面積は 2393 アールになった。経営類型は水稲+野菜+大豆という複合経営で、息子さんを中心にお父さん、お母さんが経営をキリモリしている。小国町の場合は、取得前の経営規模が 1828 アール、今年度の拡大面積が 375 アール、取得後の経営規模が 2202 アールで、水田の規模が 22ha に達している。規模拡大の理由は、あくまで稲作の拡大であり、経営類型は水稲+メロン+野菜の複合経営であり、経営に従事しているのは夫と妻である。次に村山市の事例であるが、今年度、318 アールを拡大して取得後の経営規模が 1690 アールになったものである。水田経営を拡大するため大型機械の稼働率を向上させ、所得の増大を図ったものである。経営類型は水稲専作で、経営に従事しているのは、父、母とご夫婦の 4 人である。遊佐町の場合は、今年度の拡大面積が 313 アールで、取得後の経営規模が 1375 アールになっている。もともと集積していた担い手の農業廃止により、同じ地区で認定農業者として活躍している当人が引き受けて規模拡大をしたものである。団地数としては、1 団地としてまとまっており、効率的な規模拡大につながった事例である。経営類型としては、稲作と露地野菜で、ご夫婦で経営をきりもりしている。山辺町の事例は、農用地利用改善組合の中で調整し、水稲、飼料用米を作付し団地化を図ったものである。

次に(3)の法人経営について見てみたい。今回は集落営農の法人化と考えられるものを含めて 3 事例が寄せられた。山形市の事例は、今年度 697 アールを集積し、経営規模が 3231 アールになっている。貸し手が 74 人おり、経営体は認定農業者になっている。集落営農の法人化と見られる。経営類型は水稲+農産物直売+果樹である。次に長井市の事例であるが、今年度 526 アールを集積し、経営規模が 888 アールとなっている。組合員 3 人で構成される農業生産法人で、経営類型は露地野菜と作業受託となっている。さらなる規模拡大をめざしている。白鷹町の事例は、今年度の拡大面積が 734 アールのうち水田が 160 アール、畑が 574 アールとなっており、畑作を主体にした複合経営である。貸し手の人数は 13 人で、法人の構成員は 7 名である。地域集落も高齢化や会社勤めなどで農業をやる労力が不足し、集落営農の担い手にゆだねるケースが、今後、ますます多くなってこよう。三川町の事例は、昨年、他町の法人等と連携し、株式会社を設立、水稲+モチ等の加工販

売会社としてスタートしたもの。今回あらたに水田 642 アールを取得し、規模拡大をめざしている。今回の出し手は3人で、農地は4団地から構成されている。

(Ⅱ) 農業委員会で取り組んでいる農地流動化（所有権、賃借権、作業受委託等）の現状と傾向について

1. 農地法3条による農地の移動について（近年の動向等について教えてください）

①所有権移転

全体的に件数、面積とも減少傾向にある。「農産物の価格低迷などの影響からか、売買はほとんどみられない（年2～3件程度）」（中山町）、「毎年3件程度発生している。債権の整理、生活資金のためが多い」（大江町）、「高齢化により、町外へ転出する人が土地を処分する意味で売買している」（西川町）、「過去5年間は、70～90件で推移しており、横ばい状態である」（村山市）、「前年に比べ、生前贈与や自作地相互の交換が増えている。水田については、市外在住の人が買い受ける案件が増えている。申請件数75件（前年比24件の減）、申請面積13ha（前年比1haの減）」（東根市）、「農業者の高齢化により世帯内の贈与が増えてきている」（尾花沢市）、「減少傾向にある。農地の購入はほとんどが認定農業者であり、経営基盤強化促進法による売買となる。また、農地価格についても買い手主導が多く、下落傾向にある」（鮭川村）、「小規模農家や高齢者が離農する。申請件数が年々減少している」（真室川町）、「税控除がなくなってから農地法3条による売買については減少傾向にあり、その分集積計画によるものが増えた。なお、その他への贈与も増加傾向にある」（金山町）、「件数は少ない。単純な離農と債務処理が半々ぐらい」（白鷹町）、「移動量は年々少なくなる傾向にあり、21年度は親子間の贈与のみ2件である。近年の価格は若干下がり気味であるが、ほぼ横ばいである」（三川町）、「後継者への贈与が主。売買による移転は極めて少数、全体件数としても減少傾向」（庄内町）、「経営基盤強化法による利用集積事業を適用し難い案件（譲受人が認定農家やあっせん登録者でない者、転作非参加者等）の取扱いを行っており、件数的にはあまり多くない」（酒田市）、「担い手に対する所有権移転は、基本的に集積計画で行っているため、担い手育成になじまないケースのみに留まっている。件数も少ない」（遊佐町）。こうした全体状況の中にあって、一部、これにあてはまらない市町村があるのも事実である。「団魂の世代を中心に会社を退職し、新規就農あるいは規模拡大による農地の取得が増えている」（天童市）、「平成21年秋以降、申請件数が多くなっている」（河北町）、「不在村地主等から村内農家への一括売り払いが多くなってきている。また、無償贈与もある」（大蔵村）、「増加傾向にある。小規模農家に多く見られる」（小国町）、「競売による所有権移転が増加傾向にある。地主の高齢化による小作人への移転も多い」（鶴岡市）。

②賃借権設定

全体的には件数、面積とも少なくなっており、経営基盤強化法による集積に移行している。基準面積等で集積計画を組めないものが農地法の処理になっている。「ほとんどが高齢と後継者がいないことから労働力不足と、未耕作地になり病虫害の発生源にならないようにするための申請がたまにある」（上山市）、「手続きが簡単な農業経営基盤強化促進法による賃借権設定が多くなり、年々減少しつつある」（中山町）、「高齢化や兼業による経営規模縮小や農業者年金受給のための経営移譲によるものがある」（山辺町）、「高齢化により田畑を作れない人が、隣接農地の持主や知り合いに頼み賃借している」（西川町）、「過去5年間は、30件前後で横ばい状態である」（村山市）、「今まで貸し借りをしていた兼業農家の人のニーズが、所有権移転の方へ移行している。申請件数 22 件（前年比 22 件減）、申請面積 4ha（前年比 10ha 減）」（東根市）、「農用地利用集積計画が増え、3 条は減ってきている」（尾花沢市）、「小規模農家の兼業・高齢化による労力不足に伴う賃借権が増加傾向にある」（金山町）、「賃借権はほとんどなく、経営移譲年金受給のためのケースが主である」（最上町）、「離農、規模縮小により中核的担い手へ権利設定されている」（白鷹町）、「転作非参加者等を対象に行ってきたので、件数的にはあまり多くない。今後は、転作要件を撤廃するので激減の見込み」（酒田市）、「集積による再設定の際、基準面積に達せない農家を使用するが多い。新規による契約はほぼない」（庄内町）、「担い手に対する賃借権設定は、基本的に集積計画で行っているため、担い手育成になじまないケースのみに留まっている。件数も少ない」（遊佐町）。

2. 経営基盤強化法による利用集積について（近年の傾向、特徴等について教えてください）

①所有権移転

県全体では、イ）今年度、減少している、ロ）横ばい、ハ）増加しているの三区分別にわけられる。かなり地域差があるように見受けられる。今年度減少していると回答してきた委員会は次の通り。「平成 20 年度まで増加傾向にあったが、平成 21 年度は急激に減少した」（山形市）、「大規模な所有権の移転（売買）は減少している。ほ場整備に伴う移動が主となっている」（鮭川村）、「減少している」（南陽市）、「減少の傾向にあるが、大面積の移転が多くなっている」（川西町）、「売り手があっても買い手がなく調整に時間を要す」（長井市）、「合理化法人を介しての移転のみである。価格は低下傾向。所有権を取得するのは後継者がいる農家である」（白鷹町）、「減少傾向にある」（小国町）、「経済的な理由から手放す人が増加する傾向だが、買い手は減少傾向である」（鶴岡市）、「移動量は前年、前々年度はほぼ同じ件数、面積だったが、21 年度は件数が減少している。価格は横ばい気味である」

(三川町)、「全体件数としては減少傾向。高規格道路に伴う代替地、長年賃借してきた農地を出し手側の意向に伴い、やむを得ず買取りするといったケースが多い。積極的な規模拡大はまれである」(庄内町)。

次に「横ばい」と答えている市町村の意見は次の通り。「農業廃止や経営規模縮小する者から隣接地や近隣地を買い求めるケースがある」(山辺町)、「土地だけは離さない等従来の考え方に変化はなく、ほとんど発生していない」(大江町)、「過去5年間は、10件前後で横ばい状態である」(村山市)、「全体的に農地法3条による許可申請が減少している分、集積によるものが増加傾向にある。数年前までは、出し手が自分で受け手を探して許可申請に訪れる場合が殆どであったが、この頃は農業委員会に仲介を求めるケースが増加し始めている。出し手は、後継者が不在或いは高齢化が進んだ農家に多く経営の維持が難しくなった農家が手放し始めているようである。受け手は、担い手や認定農業者でその中でも規模拡大志向の強い方が立地条件の良い場所を積極的に集積している。但し、認定農業者の居住地に地区毎のバラつきあり、少ない地区は受け手を捜すのに苦勞する場合がある。所有権移転については、件数は横ばい、10a単価は毎年若干減少傾向である」(舟形町)。

次に「増加している」と答えてきている市町村は次の通り。「水田の移動は少ないが、集団化を図るため果樹畑の移動がある」(上山市)、「認定農業者等への所有権移転が多い」(天童市)、「賃借権を設定していた農地において、そのまま借人へ売却するケースが増えてきている。所有者世帯の代替わりなどにより、先祖伝来の土地であるという意識や農業に対する関心が薄れてきているものと感じられる」(中山町)、「農地法3条と同じく、平成21年秋以降移動が目立つようになってきている」(河北町)、「地主が高齢になり、農業後継者がいない。貸したとしても借賃が安いため合わない。地主のニーズが所有権移転へ移行した結果と思われる。申請件数27件(前年比14件増)、申請面積4.8ha(前年比0.8ha増)」(東根市)、「認定農業者による所有権移転は年間10件程度で増加傾向にある。ただし出し手の理由は生活資金の確保や後継者の不在によるものが顕著である」(大石田町)、「市外転出者が渡人になるケースが増えてきた」(尾花沢市)、「後継者がいない中で、離農する人が増える。負債整理のための所有権移転がある」(真室川町)、「負債整理による所有権移転が多くなった」(金山町)、「生活資金、負債整理のための所有権移転が増えている」(最上町)、「公共事業関連の代替地取得がある」(米沢市)、「負債整理等による売買が増加している。価格は下落傾向にある」(酒田市)、「負債整理等による売渡事由により、拡大志向担い手(認定農業者)が受け手となっている。買い手希望者が少ない地区においては、農地価格の下落が著しい。大規模の移転が多く、スーパーL資金等の有利な資金が必要不可欠となっている」(遊佐町)。

②利用権(賃借権)設定

県全体でみた場合、ある程度の増加傾向を示している所とそうでない地域とに2分されているように見受けられる。増加傾向を示している市町村の意見は次の通り。「利用権の設定は増加傾向である」(山形市)、「利用権設定の契約年数を長期に設定する傾向がみられる」(天童市)、「申請件数が最も多く、ここ数年は80~100件程度を扱っている。ほとんどが田の貸し借りであり、他の地目は年、数件程度しか見られない」(中山町)、「高齢化に伴う体力の低下や病気等の理由により、権利の設定が増えている」(大江町)、「数少ない若手の認定農業者が経営規模拡大をめざして耕作放棄地等を借り受ける例もある」(西川町)、「最近2年間は、農用地利用改善組合の活動等により増加傾向である」(村山市)、「地主が高齢になり、農業後継者がなく農作業が困難になった世帯や、相続で農地を取得した非農家が担い手農家に貸し付けるようになった。地元での農用地利用改善団体における説明会等で意識に変化が生まれている。申請件数146件(前年比3件増)、申請面積48ha(前年比5ha減)」(東根市)、「新規の利用集積が毎月あることから着実に利用集積は進んでいる」(大石田町)、「新規は市外転出者の土地が増えてきている」(尾花沢市)、「貸し手の全農地の権利設定が多くなってきている」(大蔵村)、「小規模農家のみでなく、中規模農家においても労力不足による賃貸借が増加傾向にある」(金山町)、「認定農業者等の担い手への設定が増えている」(最上町)、「買わずに借りる傾向が強い」(長井市)、「後継者が農業をしない状況が多く、年金受給のための設定が見受けられる」(飯豊町)、「高齢になったことや労力不足により自分の農地を貸す人が増えており、それに伴い借りていた農地を解約する農業者が増えてきている」(三川町)、「全体件数のほぼ9割強を占め、所有権移転よりも賃貸借設定での規模拡大を望む担い手が圧倒的に多数を占める。集積率はかなり進み、今後は大規模農家へのさらなる集積が進む傾向」(庄内町)、「利用集積(賃貸借)が進み、契約更新が主流(7割程度)である。面的集積(団地化)までは及んでいない」(酒田市)、「高齢化、後継者不在、経営者の死亡等によりこれまで担い手として集積していた個人の農業廃止により、ある程度集積されたまま、次の担い手(認定農業者)に設定されるケースが多い。面的集積を行いたい、地主が血縁関係等により、他地区の担い手に設定するケースも多々有り、思うように集積が進まない」(遊佐町)。

次に利用権設定が減少している市町村は次の通り。「再設定が多く新規は少ない」(山辺町)、「減少傾向にある。賃貸借については農地法3条の案件の方が多い」(鮭川村)、「再設定のみであり、新規はない」(真室川町)、「利用権設定は減少している」(南陽市)、「再設定がほとんどで減少してきている。大半は担い手へ集積されている。大面積の設定が多くなってきている」(川西町)、「合理化法人(農協)を介しての設定が半数以上を占めている」(白鷹町)、「年度によって件数にばらつきが見られる」(小国町)、「大規模に集積していた人がリタイアした時、後継者がおらず、その受け手をさがすのに困難なケースが増えている」(鶴岡市)。

③上記の場合の賃借料額の特徴等

賃借料は全県的に低下傾向である。標準小作料制度は、昨年農地法改正で廃止となったが、現場では、今もそれが基準になって貸し借りが行われている。市町村の特徴等については下記の通り。

「標準小作料の額に合わせているものが多い」（山形市）、「田の貸借は情報提供している金額でなく、現物（玄米）でもらう方もいる。果樹畑の場合、果樹の生育（収穫量）に合わせて当初は定額からスタートし本収穫できるようになれば両者が協議し、再設定等で料金を定めている」（上市市）、「標準小作料の廃止にともない、天童市では標準賃借料として、参考までに示している。そのためか、それにとまなう額の契約がほとんどになっている」（天童市）、「旧農地制度時は、ほぼすべての案件において、農業委員会の標準小作料額で設定していた。標準小作料制度の廃止により、賃借料をいくらくらいにすればよいものかという相談が増加している。現在のところは、旧標準小作料と同額とする場合がほとんどである」（中山町）、「貸す人に比べ借りる人が少ない状況の中、悪条件（区画が悪い、土手が大きい等）の場合等、特に賃借料に反映されている」（大江町）、「耕作放棄地について、再生利用交付金の対象となるものについては、使用貸借。それ以外はほとんど玄米での物納となっている」（西川町）、「現金による契約の殆どは標準小作料を使用していたため、農地法改正以後もそれに準ずる参考賃貸料を公表している。町内の農家の方々は参考賃貸料を使う事が当然となっているため、現在のところ混乱はない。金額的には、年々減少傾向にある」（舟形町）、「平均すると10アールあたり約14,000円ぐらいである」（大蔵村）、「旧標準小作料に準じた賃借料がほとんどである」（鮭川村）、「旧農地法時点での標準小作料に基づいて設定されている」（真室川町）、「米価の下落等によりさらに下降傾向にある」（金山町）、「共済基準単収による地区割をしているが、旧標準小作料を下回るものが多い」（米沢市）、「21年度小作料減額改定のため賃借料は減額となっている」（南陽市）、「年々値下げとなっている」（川西町）、「町の参考賃借料が目安となっている」（飯豊町）、「米価の下落に比例し下がる傾向にある」（鶴岡市）、「これまではほぼ全件において標準小作料がそのまま使用されていた」（庄内町）、「農地法改正以前は、ほぼ標準小作料どおりの金額。改正後も、その傾向に変わりはない」（酒田市）、「極端に高い・安い賃借料額の設定は見られない。最後に定めた標準小作料額が基準となっており、実勢賃借料も標準小作料額程度となっている」（遊佐町）。

3. 最近の農作業の受委託の動向

農作業の受委託については、農業委員会として十分把握しているところは少ないと思われる。市町村からの主な意見などを以下にひろってみた。

「稲作においては、全て（おまかせコースで耕起から販売まで）お願いし、お米で委託料をもらっているケースがある」（上山市）、「高齢になった従事者が自分のできなくなった農作業を委託したり、生産調整作物（大豆）を地元の生産組合に依頼したりするケースが増えている。一方で、新年度からの戸別所得補償制度対応のためか、これまで委託をしていたものについて、賃借権を設定する向きも見られる」（中山町）、「高齢に伴う体力の低下に併せ、大型機械化が進むなか、受委託も進みつつある」（大江町）、「新規の受託としてわさび、ほうれん草、行者にんにくに取り組んでいる。規模としてはそばが一番大きいけど、補助金の関係で打撃が大きくなることを危惧している」（西川町）、「数字的データはないけど、担い手農家を中心に増加傾向にあるようだ」（大石田町）、「委託者、受託者はほぼ同じ方で、同じ作業を同じ規模で契約している」（舟形町）、「小規模農家の機械力不足（更新できない等）により農作業受委託は増加傾向にある」（金山町）、「農機具の老朽化等により、作業委託をする農家、特に小規模農家、兼業農家が増えている」（最上町）、「減少、横ばい傾向」（南陽市）、「調査していないのではっきりわからないけど、利用権設定が進み、減少していると思われる」（川西町）、「受委託の実態調査をしていないので明確ではないけど、大きな変化は感じられない」（白鷹町）、「作業受委託の情報は不足しており明確ではないけど、農業生産法人等へは多くなっている。また、各地区の転作組合等にまわるものも多い。内容的には大豆、そば、WCS、牧草等となっている」（飯豊町）、「農用地利用改善団体や集落組織などが主に行っている。農業委員会では許認可案件ではないため、受委託の動向は把握しきれないでいる」（庄内町）、「農機具が導入できず、三作業委託するケースが多い。詳細は把握していない」（遊佐町）。

今年度(平成21年度)、一番大きく規模拡大した事例(未定稿)

＜市町村農業委員会調査＞

(1) 取得前5ha程度あるいはそれ以下層で一気に水田等の規模拡大をしている経営体

経営体数(17経営体)

(単位:アール)

| 市町村名 | 取得前の 経営規模 | 今年度の 拡大面積 | 取得後の 経営規模 | 経営類型 | 認定農業者 (○印が認定農業者) |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------|---------------------|
| 上山市 | (100) | (155) | (255) | 果樹専業 | ○ |
| 中山町 | 688 | 101 | 789 | 水稲+果樹+野菜 | ○ |
| 大江町 | 656 | 126 | 782 | 水稲+スイカ | ○ |
| 西川町 | 177 | 351 | 528 | 果樹+そば+水稲 | |
| 河北町 | 109 | 181 | 290 | 水稲+果樹 | ○ |
| 東根市 | 668 | 316 | 984 | 水稲+果樹 | ○ |
| 大石田町 | 383 | 387(49) | 721 | 水稲+スイカ | ○ |
| 舟形町 | 516 | 401 | 917 | 水稲 | ○ |
| 大蔵村 | 218 | 188 | 406 | 水稲+園芸(ピーマン) | |
| 真室川町 | 478 | 216 | 694 | 酪農+水稲 | ○ |
| 金山町 | 397 | 373(20) | 750 | 水稲+肉用牛 | ○ |
| 最上町 | 224 | 94 | 318 | 水稲+アスパラガス | ○ |
| 米沢市 | 183 | 690 | 873 | 水稲 | ○ |
| 南陽市 | 164 | 123 | 287 | 花き+水稲 | ○ |
| 川西町 | 0 | 290 | 290 | 水稲+きゅうり | (新規就農) |
| 鶴岡市 | 664 | 769(197) | 1236 | 水稲+大豆+大豆加工 | ○ |
| 庄内町 | 336 | 304 | 640 | 水稲+花き | ○ |

※注)「今年度の拡大面積」の()内は、畑の規模拡大面積(内数)である。

(2) 経営規模がほぼ10ha以上層で水田の追加的規模拡大を図ったと見られる経営体

経営体数(9経営体)

(単位:アール)

| 市町村名 | 取得前の 経営規模 | 今年度の 拡大面積 | 取得後の 経営規模 | 経営類型 | 認定農業者 (○印が認定農業者) |
|------|--------------|--------------|--------------|-----------------|---------------------|
| 山辺町 | 1218 | 243 | 1461 | 水稲+飼料用米 | ○ |
| 村山市 | 1372 | 318 | 1690 | 水稲 | ○ |
| 尾花沢市 | 1610 | 232 | 1842 | 水稲+作業受託 | ○ |
| 新庄市 | 856 | 200 | 1056 | 水稲+たらの芽+トルコギキョウ | ○ |
| 鮭川村 | 862 | 291 | 1153 | 水稲+大豆 | ○ |
| 飯豊町 | 1259 | 202 | 1461 | 水稲+野菜 | ○ |
| 小国町 | 1828 | 374 | 2202 | 水稲+メロン+野菜 | ○ |
| 酒田市 | 1546 | 847 | 2393 | 水稲+野菜+大豆 | ○ |
| 遊佐町 | 1062 | 313 | 1375 | 水稲+露地 | ○ |

(3) 法人経営による規模拡大

経営体数(4経営体)

(単位:アール)

| 市町村名 | 取得前の 経営規模 | 今年度の 拡大面積 | 取得後の 経営規模 | 経営類型 | 認定農業者 (○印が認定農業者) |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------|---------------------|
| 山形市 | 2534 | 697 | 3231 | 水稲+農産物直売+果樹 | ○ |
| 長井市 | 362 | 526 | 888 | 施設野菜+作業受託 | ○ |
| 白鷹町 | 140 | 734(574) | 300 | 畑作+水稲 | ○ |
| 三川町 | 0 | 642 | 642 | 水稲+モチ加工 | ○ |

(Ⅲ)農地制度改正後の農地管理について

(2010.2.4調査)

| 調査項目 市町村名 | 1. 改正農地法後の事務処理における課題・問題点について | 2. 担い手への農地の利用集積に関する今年度の取り組み実績について | 3. 貴市町村における農地利用集積円滑化団体に関する情報について教えてください | 備考 |
|--------------|--|--|--|----|
| 山形市 | <ul style="list-style-type: none"> 地域との調和要件に係る調査と判断。 農作業常時従事者、農業生産法人以外の権利取得に係る調査。 許可後の追跡調査。 | <ul style="list-style-type: none"> 山形市の単独事業で農地の賃借権を利用集積計画で新規で設定し交付要件を満たした認定農業者に対し支援対策費を交付している。 | <ul style="list-style-type: none"> 農政課にて検討中とのこと。 | |
| 上市市 | <ul style="list-style-type: none"> 特に賃借許可申請の場合に、申請用紙に記載事項が多く、記入例があるものの3条申請受付時に従来より時間がかかるし、農家の方も申請書作成が面倒になり申請を拒むことも多々ある。(やみ小作が増えるのではないかと心配である)所有権の移転は自分が購入するので面倒でも時間がかかっても申請する。 | — | — | |
| 天童市 | <ul style="list-style-type: none"> 事務量、事務の内容に事務局体制が追いついていけない。 | <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者農地流動化事業を実施しており、今年度も担い手農業者(認定農場者含む)の集積に役立っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 現在は、天童市農協へ打診中であり、今後、調整が図られる。 | |
| 中山町 | <ul style="list-style-type: none"> 国会の付帯決議による現地確認を行ったが、この時期は農地が一面の雪に覆われており、樹園地以外においては雪原を眺めるのみであった。申請農地周辺の田畑においては来年度の作付作物が未定の場所もあり、周辺営農との調和に関する審査を行うことは厳しい面があるが、それでも行わなくてはならないのだろうか。 標準小作料制度の廃止に伴い、賃借権設定の申請を行う方から賃借料の設定に関する問い合わせが多くなっている。主には旧標準小作料のような「公的な目安」を求めるものであり、当会においてもそうしたものを算出し公表することを検討しているが、農業委員は賃借人で構成されているため、どのようにして「賃借人の意見」を反映させるかが課題になると考えている。 | <ul style="list-style-type: none"> 今年度においては、現在のところ7.1ha程度にとどまっている。担い手農家の経営面積が耕作可能限界面積近くに達していることや、政権交代により農政の先行きが一層不透明になったことなどが関係していると思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> 選定については、未着手の模様。ただ、法定3事業をすべて行なうことのできる団体が当町においては実質的に農協しかないことから農協を主軸とし、一部事業について土地改良区等を加えることになるかと思われる。 | |
| 山辺町 | <ul style="list-style-type: none"> 相続についての届出による台帳管理システム化。 不在村地主農地の相続。 | <ul style="list-style-type: none"> 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動(意向調査)を実施し、担い手への利用集積を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> 調整中。 | |
| 寒河江市 | | | | |
| 大江町 | <ul style="list-style-type: none"> 事務量が膨大となる反面、職員の増が図れず困惑している。上部機関から首長及び財政担当に対し、テコ入れを早急をお願いしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 貸し手に対し借手が手一杯の状況となっている実態を打破するための方策として、認定農業者の増を図ることにしている。21年度の実績として3名の農業者が認定を受け登録した。 | <ul style="list-style-type: none"> 町は現在通常の農政業務に加え、各種団体の事務局を担当している人員の減少も相まって非常に厳しい状況にある。何とか農協さんをお願い出来ないか等考えているところです。 | |
| 朝日町 | | | | |
| 西川町 | <ul style="list-style-type: none"> 農業委員会活動計画については、数値目標など項目が多すぎるのもっと簡略化出来ないものか。 | <ul style="list-style-type: none"> 当初の計画通り、若手認定農業者が利用集積に取り組み、1.5haを集積。田を畑化し、そば栽培に取り組み農業者が集積したものが3.5ha。合わせて5haを集積した。 | <ul style="list-style-type: none"> 協議が未実施であるため、今後の動向については今のところ不明。 | |
| 河北町 | <ul style="list-style-type: none"> 標準小作料制度が廃止されたことに伴い、農家の人々から不安の声が出ている。 相続による農地法の届出がわりと目立つ。 | <ul style="list-style-type: none"> H21度の政権交代期までの「集落営農」組織化へ向けての担い手への農地集積という意識が強かった分、それ以後の集積については、小規模農家、後継者がいない農家の様子を見る傾向が強く、進む状況にない。 | <ul style="list-style-type: none"> H22年6月頃を目標に検討しているところである。 | |
| 村山市 | <ul style="list-style-type: none"> 3条の賃借の際、現地調査が必要になったが、事務量が増大し人員不足である。また冬期間に申請が集中しているため現地調査が困難である。 | <ul style="list-style-type: none"> 集積助成金を交付し、集積のメリットをアピールした。 | <ul style="list-style-type: none"> 現在ははまだ未定のような。 | |

(Ⅲ)農地制度改正後の農地管理について

(2010.2.4調査)

| 調査項目 市町村名 | 1. 改正農地法後の事務処理における課題・問題点について | 2. 担い手への農地の利用集積に関する今年度の取り組み実績について | 3. 貴市町村における農地利用集積円滑化団体に関する情報について教えて下さい | 備考 |
|--------------|--|--|---|----|
| 東根市 | <ul style="list-style-type: none"> 農地法第3条許可申請に係る地域調和要件等の審査や現地調査への対応で実質今までより短期間に事務処理を進めなければならなかった。今までの標準処理期間では審査が困難。 同一世帯内での権利設定等の場合、経営内容や作付作物が変わらないような案件も現地調査が必要なのは疑問。こういった案件は新たに地域調和を乱すおそれのある案件ではない。 担い手不足のうえ、担い手の平均年齢も上がってきており、あっせん活動も難しくなっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 目標10haに対し、実績31haで目標クリアしたが、途中解約も増えており集積率はまだ低い。 | — | |
| 大石田町 | <ul style="list-style-type: none"> 色々あります。 | <ul style="list-style-type: none"> 農用地利用改善団体の組織設立に向けて町担い手協と作業中。改善団体の組織設立、活動が担い手への農地集積につながることを前提に。 | <ul style="list-style-type: none"> 産業振興課が中心となって検討しているが、五里霧中の状態。 | |
| 尾花沢市 | <ul style="list-style-type: none"> 事務量が増え、かつ複雑になっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 活動計画、50haに対し、22.2haの実績である。 | <ul style="list-style-type: none"> 検討中。 | |
| 新庄市 | <ul style="list-style-type: none"> 事務量の増大による煩雑化。 | <ul style="list-style-type: none"> 活動計画書の目標165haに対して平成21年12月末日現在で40.8haとなっている。 | — | |
| 舟形町 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進行や担い手不足で、農業委員に対する期待が大きく、地区の中でも各種の調整役や相談役としての仕事量が増えている。にもかかわらず全部効率的活用、農業への従事、地域との調和要件等の許可要件の厳格化やその公平性や透明性の向上、更には、耕作放棄地対策など農業委員に対する負担が更に増大する改正となっている。また、許可申請に係る現地確認を必須とするなど積雪地帯の実態を考慮しない取り決めで苦慮している。 | <ul style="list-style-type: none"> 今年度の取組として町内の農家を対象とした農業経営意向調査を実施し、その結果を受けて農業委員会が行う農地の利用集積に関する基礎資料とする計画があった。昨年6月に全758戸を対象に調査を実施し630戸からの回答を得、83%の回収率となった。回答は記名式であるため、個々の農家を特定でき、農地に対して出し手や受け手の特定がある程度可能になっている。地区毎に農業委員の担当制にしており、農地の利用集積の参考資料として使い始めている。 | <ul style="list-style-type: none"> 現在、検討中。 | |
| 大蔵村 | <ul style="list-style-type: none"> 「農地の賃借料情報の提供」について、本村ではデータ数が地市町村よりも少なく、公表できる「実勢賃借料」とは言い難い。 遊休農地の所有者に対する指導、通知、催告等を実施した後の農家からの波及効果。 | <ul style="list-style-type: none"> 現在の農地所有者は、まだまだ執着心が強く、特に白紙委任できる状態になく、相対での契約が主流であることから、利用集積が進みにくい状況にある。 | <ul style="list-style-type: none"> まだ未定。農協では土地データがなく、人的にも苦しいことから、団体については村または担い手協で行う可能性が高い。 | |
| 戸沢村 | | | | |
| 鮭川村 | <ul style="list-style-type: none"> 従来から共同印刷を活用しているが、現段階では記入に際し、申請者への負担が大きい。 冬期間の現地調査については、積雪の多い地域では不可能である。 賃借料情報について、案件の少ない地域にとっては、何ら役に立たない情報になりがち。何年か分を遡っても同じ結果となってしまう。このままでは混乱を招くと思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> JAと連携して、担い手への集積を促進している。しかしながら、所有権移転に関しては、買い手主導の取り引きになりがちで、対価の意見の相違が生じがちである。 | <ul style="list-style-type: none"> JA、担い手支援協議会を選定検討。 | |
| 真室川町 | <ul style="list-style-type: none"> 3条でも現地確認をしなければならなかったが、冬期間は事実上不可能である。 | <ul style="list-style-type: none"> 所有権移転、3件。利用権設定、7件。 | <ul style="list-style-type: none"> 未定。 | |
| 金山町 | <ul style="list-style-type: none"> 賃借料情報については、まもなく公開する予定であるが、データ数が少ない。 | <ul style="list-style-type: none"> 目標を上回り達成の見込み。 | <ul style="list-style-type: none"> 農協が承認を受ける予定。 | |
| 最上町 | <ul style="list-style-type: none"> 一番の課題は「新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備」であるが、具体的に4月からの新年度にならないと不確定なので、現在の体制では対応が無理。また、当町のような豪雪地帯では農地の利用状況調査等の現地調査が半年近く出来ない状況で、新しい農地制度への対応が非常に困難である。 | <ul style="list-style-type: none"> 円滑な権利移動が出来るよう広報誌やチラシ等を活用し、農地の賃借の促進、効率的な利用の周知活動を実施。 平成20年6月に設立された農業生産法人への農地の利用集積の情報提供。 | <ul style="list-style-type: none"> 未確定。 新年度(平成22年度)に具体化予定。 | |

(Ⅲ) 農地制度改正後の農地管理について

(2010.2.4調査)

| 調査項目 市町村名 | 1. 改正農地法後の事務処理における課題・問題点について | 2. 担い手への農地の利用集積に関する今年度の取り組み実績について | 3. 貴市町村における農地利用集積円滑化団体に関する情報について教えてください | 備考 |
|--------------|--|--|--|----|
| 米沢市 | <ul style="list-style-type: none"> このたびの、農地法改正に伴い標準小作料制度が廃止になったことで「標準小作料」から借賃(金額)への変更が必要となり、今までに許可を行った農地法第3条の許可申請書と農用地利用集積計画書の中で「標準小作料」として記載された金額がその法的根拠を失うため、新たな賃借料への変更が必要となる。そのため許可対象者に対してその旨も周知しなければならず、また、周知件数も多く、仮に、変更の手続きに毎日、数十件も来られた場合には職員もその処理だけで時間を費やし混乱することになる。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成5年7月に制定された米沢市農地流動化促進事業費補助金交付要綱に基づき、土地利用型農業の生産性の向上を図り農地の遊休・荒廃を防止するため、農地の流動化を促進することを目的として、農地の連担化等の一定の要件を満たした買い手・借り手農業者に対し、10アール当たり8,000円を6年間、補助金として交付している。平成21年度の実績は、目標面積30ヘクタールに対して、約21.4ヘクタール、71.3パーセントの達成率となった。 | <ul style="list-style-type: none"> 現在のところ、どこが円滑化団体として受けるのかは決定していないが、事業の趣旨から言えば必須事業であることから、置賜地方農業委員会協議会を窓口として円滑化団体となり得る山形おきたま農業協同組合と協議を行った。その席上、農協より今の現状、今後の不安等が述べられたものの、農協としても前向きに検討していくとの考えを得たところである。また、このことについて、米沢市として、農林課、農業委員会そして農協の三者間で早急に検討していくことで、相互に確認したところである。 | |
| 高畠町 | | | | |
| 南陽市 | <ul style="list-style-type: none"> 農地法第3条の許可申請書(別添も)の記載例を示してほしい。 農地法第3条現地調査の対応。 農地法第3条の3第1項の届出の確認方法(本人申出を信用するだけでいいのか) 議事録をどこまで詳細に記載するか。 年一回実施する農地利用状況調査の対応。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度目標集積面積45ha 平成21年度取り組み実績16ha(平成22年1月末現在)、(163,351⁸⁹m²) ※賃借権、所有権移転含む。 | <ul style="list-style-type: none"> 検討中(農林課)。 | |
| 川西町 | — | <ul style="list-style-type: none"> 農業委員による日常的なあっせん活動により担い手への集積を図っている。認定農業者への集積率58.82%(前年58.15%)で、担い手の集積は進み、今後集積率の増加は少ないと思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> 未定であり、検討中。 | |
| 長井市 | <ul style="list-style-type: none"> 申請地の現地調査により資料作成等により業務増となっている。 小作料が廃止になり賃借料契約時なぜ廃止なのか疑問視される。 | <ul style="list-style-type: none"> 新たに認定農業者になる若者が少ないため、農地を引き受ける認定農業者を育てる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 置賜地方農業委員会連絡協議会(3市5町)とJAとの打合せ会を開催した。 | |
| 白鷹町 | <ul style="list-style-type: none"> 現地調査は実施しなければならないが、筆数が多い場合は厳しいものがある。 | <ul style="list-style-type: none"> 再設定を除く新規のみ、49件、田122,567m²、畑7251m²。 | <ul style="list-style-type: none"> 農協が検討中ということ以外分からない。 | |
| 飯豊町 | <ul style="list-style-type: none"> 農業者年金がらみで、後継者が使用貸借しているが、再設定の際の農地の確認をすべてを有効に使ってない場合が見受けられるため、指導しながら進めているが良いのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 年間を通して農地出し手の相談を受け付けながら、更に旧村単位の農地相談会を開催している。その中で受ける農地について、あっせん委員会を開催し、認定農業者への利用集積に結びつけている。又、農地確保、利用支援事業等も活用し取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> 今年度、農地確保利用支援事業に取り組んでいる事もあり、町内の農業者から、次年度の取組みについて問い合わせがきている為、出来るだけ早い時期に農地利用集積円滑化団体を設立したいと考えている。 | |
| 小国町 | — | <ul style="list-style-type: none"> 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動。 | <ul style="list-style-type: none"> 検討中。 | |
| 鶴岡市 | <ul style="list-style-type: none"> 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、目的が見えずその後の処理も明確でないため、周知にためらいがある。 3条申請は聞き取り内容が増えたため、親子間の再設定でも非常に時間がかかる。 遊休農地の有効利用ということで、指導・勧告等を農業委員会が行うことが義務付けられたが、生産性が低い農地から遊休農地になっており、そのような地域は、農家の高齢化が進んでおり、担い手が少ない地域が殆ど、また近年の農作物価格の低迷による収益性の低下を考えると、指導・通知・勧告等を行ってもあまり効果は期待出来ないものと思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度(22年1月現在)目標400ha、実績308.9ha、達成状況76%。 | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関、団体と協議調整中。 | |

(Ⅲ)農地制度改正後の農地管理について

(2010.2.4調査)

| 調査項目 市町村名 | 1. 改正農地法後の事務処理における課題・問題点について | 2. 担い手への農地の利用集積に関する今年度の取り組み実績について | 3. 貴市町村における農地利 用集積円滑化団体に関する 情報について教えて下さい | 備考 |
|--------------|--|--|---|----|
| 三川町 | <ul style="list-style-type: none"> 標準小作料制度の廃止に伴い農地の賃借料情報の提供で目安となる参考賃借料と実勢賃借料情報を提供することになったが、当事者間の賃借料決定にどの程度反映するものか。 | <ul style="list-style-type: none"> 所有権の移転は担い手がほとんどである。利用権の設定についても概ね受け手は担い手である。今後も担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動をおこなっていく。 | <ul style="list-style-type: none"> 内部で調整中である。 | |
| 庄内町 | <ul style="list-style-type: none"> 農地法案件に係る現地確認(特に3条使用貸借権)について必要性が委員からも問われている。 3条様式が複雑になり申請者側も戸惑っている。 共同印刷を早期実施して欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> 今年度は特に行なわれなかった。あっせん活動については従来からの要望(特に売買)については、長期未解決化しているものも出ている。円滑化事業の実施予定に伴う、関係者からの不安の声も聞かれ、例年どおりの取り組みは控え気味の傾向。 | <ul style="list-style-type: none"> 全く進展していない。特に市町村側の認識が薄い。県(支庁単位)によるJA・市町村・農業委員会による合同会議が今月実施され、来月意向も引き続き継続される様子。 | |
| 酒田市 | <ul style="list-style-type: none"> 全般にわたり業務量が增大した。反面、人員増には結びついていない。 標準小作料制度の廃止により、標準小作料の変更に伴う自動更新(スライド)ができなくなると解され、契約期間内に賃借料を変更する際に、手続き上契約者双方にかなりの負担(特に農地保有合理化法人関与)がかかるものと思われる。 賃借料の支払い、受取りに紛争が生じた場合、農業委員会として判断材料の明確性が弱まると思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> 目標30haに対し、28.2haで達成率94%とほぼ目標を達成できた。 農地等情報の整備として9月に他市町の出作地調査を完了した。 農地銀行活動をとおして面積集積を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> 農政課と農業協同組合、土地改良区等関係機関で協議を行い、管内で農業協同組合を円滑化団体とする方向で進めようとしている。 | |
| 遊佐町 | <ul style="list-style-type: none"> 特に3条様式が複雑化し、申請手続きに時間がかかる。相続届出制度により、農地以外の相続相談も持ち込まれ、知識が無いと対応出来ない。標準小作料制度が無くなったことに対し、農家(特に受け手)からの批判が大きい。 | <ul style="list-style-type: none"> 広報等を通じ、あっせん希望調査を行った結果、拡大希望農家の把握が出来た。そのため、規模縮小農家の相談を受けた際に、そのリストを元に集積活動が出来た。面的集積となると、規模縮小農家の白紙委託が徹底されていないため、依然として進まない状況である。水田については、随時流動化が進んでいるが、畑については受け手がいないため、あっせんの手法の検討が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> JAを実施主体にしてとの意向はあるが、JAの同意が得られていない。県の説明会の内容を含めて再度検討しようとしている段階。 | |